

株 主 各 位

静岡県浜松市南区米津町2804番地

ASTI株式会社

代表取締役社長 鈴木伸和

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月20日（木曜日）午後5時までまでに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市南区米津町2804番地
ASTI株式会社 本社6階会議室

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第56期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人によるご出席の場合は、委任状も会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.asti.co.jp>）に掲載させていただきます。

〈掛川工場見学会のご案内〉

株主総会終了後、ご出席の株主様を対象に掛川工場の見学会を開催いたします。なお、工場見学会の終了時刻（本社帰着）は、17時頃の予定です。また、昼食はご用意させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、2018年後半にかけての米中貿易摩擦拡大・英国のEU離脱問題や、中国経済の減速等の影響により力強さを欠きましたが、全体としては堅調な米国経済を背景に緩やかな成長が続きました。一方日本経済におきましては、自然災害による経済活動への影響がありましたが、内需が堅調だったこともあり、底堅く推移してきました。

このような状況の中、当社グループは、中期経営計画の初年度として目指す姿を新たに設定し、「成長を遂げる」のスローガンのもと次の3項目を重点に取り組みでまいりました。

- ① 国内事業基盤に対し、積極的投資による改善改革（省人化・合理化）を行い、海外事業は事業拡大を目指し、更なる利益を出す。
- ② 先を見据えた将来に繋がる新事業、新商品・新部品をお客様に提案していく案件を創り出す。
- ③ 固定観念に囚われること無く、当事者意識を持ち挑戦し続ける風土を創る。

具体的には、「国内事業基盤に対し、積極的投資による改善改革（省人化・合理化）を行い、海外事業は事業拡大を目指し、更なる利益を出す。」について、国内では生産工程の省人化・合理化を進めてまいりました。一方海外では、ベトナム新工場建設により、日本、中国、ベトナムでの整流化を進めてまいりました。また、インドでの更なる成長を図ることを目的とし、ASTI INDIA PRIVATE LIMITEDは2020年の本格稼働に向けて、準備が進んでおります。

「先を見据えた将来に繋がる新事業、新商品・新部品をお客様に提案していく案件を創り出す。」につきましては、新規事業部を発足し新たな製品の事業化を推進、また開発事業部では従来からのパワーエレクトロニクス技術を活用した新たな製品開発を推進しております。また、ベトナムに研究開発、製品設計、生産設備設計を目的としたASTI RESEARCH AND

DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATIONを2018年12月24日に設立し、新たな技術テーマの取組と技術者の育成に努めてまいります。

「固定観念に囚われること無く、当事者意識を持ち挑戦し続ける風土を創る。」につきましては、積極的なジョブローテーションと研修制度（語学・海外・技能）の充実を図り、社員のスキルアップに努めてまいりました。

こうした取り組みの結果、当連結会計年度の業績は、ホームエレクトロニクスの販売減により売上高は47,547百万円（前期比0.2%減）、営業利益は1,730百万円（同3.6%減）、経常利益は海外拠点における為替差益の発生、補助金収入等により2,050百万円（同10.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,615百万円（同15.9%増）となりました。

[事業別売上高]

事業内容	第 55 期 (2018年3月期)		第 56 期 (2019年3月期)		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
車載電装品	33,644百万円	70.6%	33,848百万円	71.2%	0.6%増
ホームエレクトロニクス	9,814百万円	20.6%	9,341百万円	19.6%	4.8%減
通信・制御機器	4,175百万円	8.8%	4,302百万円	9.1%	3.0%増
その他	9百万円	0.0%	54百万円	0.1%	489.6%増
合計	47,643百万円	100.0%	47,547百万円	100.0%	0.2%減

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、2,654百万円であります。

その主なものは、国内の生産拠点におきましては、新機種立上げに伴う生産設備等であり、海外の生産拠点におきましては、ASTI INDIA PRIVATE LIMITEDにおける新工場建設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新株又は社債の発行による資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、中国経済の停滞による市場縮小や、自動車業界におきましては大変革時代を迎え、自動車のつながる化・自動運転化・共有化・電動化に伴って発生する新たな市場の競争激化など、予断を許さない状況が続くことが想定されます。

このような中、将来に向けた更なる成長に繋がる土壌を築き上げるために、国内事業におきましては、高付加価値な新商品・新部品の開発、当社独自の新工法・新設備の開発導入、工程の省人化・合理化・省スペース化、間接業務のIT化の推進が重要となっております。海外事業におきましては、更なる事業拡大に向けた商材開拓、生産能力増強、為替リスク・国際税務リスクへの対応、人件費高騰への対策としての省人化・合理化工程構築が課題となっております。

これらに対処すべく、当社グループは2018年を初年度とする3ヶ年の中期経営計画に則り、「成長を遂げる」のスローガンのもと、

- ① 各国内工場は徹底的に改善改革（省人化・合理化・省スペース化）を行い、更なる利益を出す。
- ② 商品構造が変化する中、将来に繋がる新事業・新商品・新部品をお客様に提案していく案件を創り出す。
- ③ 会社のしくみを変え、会社風土改革に結び付ける。

上記3項目に注力し、グローバルでの事業拡大、環境変化に強い経営基盤の構築と収益力の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 53 期 (2016年 3 月期)	第 54 期 (2017年 3 月期)	第 55 期 (2018年 3 月期)	第 56 期 (当連結会計年度) (2019年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	37,726	42,655	47,643	47,547
経 常 利 益 (百万円)	709	1,885	1,849	2,050
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	387	1,415	1,393	1,615
1 株当たり当期純利益 (円)	24.25	88.67	436.35	510.89
総 資 産 (百万円)	24,745	27,922	30,769	31,707
純 資 産 (百万円)	12,837	14,038	15,407	16,366
1 株当たり純資産額 (円)	803.61	878.70	4,822.02	5,229.14

(注) 1. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第55期の期首に株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED	841,000千インドルピー	98.2%	車 載 電 装 品 の 製 造 販 売 ホ ー ム エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス の 製 造 販 売
ASTI INDIA PRIVATE LIMITED	750,000千インドルピー	99.9%	車 載 電 装 品 の 製 造 販 売
ASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATION	8,000千米ドル	100.0%	車 載 電 装 品 の 製 造 販 売 ホ ー ム エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス の 製 造 販 売
ASTI ELECTRONICS CORPORATION	5,000千米ドル	100.0%	車 載 電 装 品 の 製 造 販 売 ホ ー ム エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス の 製 造 販 売
ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATION	20,000百がベトナムドン	100.0%	研 究 開 発、製 品 設 計、生 産 設 備 設 計
杭州雅士迪電子有限公司	625,000千 円	100.0%	ホ ー ム エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス の 製 造 販 売
浙江雅士迪電子有限公司	9,150千米ドル	100.0%	車 載 電 装 品 の 製 造 販 売 ホ ー ム エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス の 製 造 販 売

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 2018年12月24日に、ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATIONを設立いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事 業 区 分	主 要 な 製 品
車 載 電 装 品	各種電子制御ユニット エアコン制御システム 車載・船舶用ワイヤーハーネス
ホ ー ム エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス	洗濯機用電子制御基板 食器洗浄機用電子制御基板 衣類乾燥機用電子制御基板
通 信 ・ 制 御 機 器	通信用スイッチユニット 産業用ロボットコントローラ基板

(8) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

主 要 拠 点		所 在 地
当 社	本 社 工 場	静 岡 県 浜 松 市
	掛 川 工 場	静 岡 県 掛 川 市
	磐 田 工 場	静 岡 県 磐 田 市
	都 田 工 場	静 岡 県 浜 松 市
	袋 井 工 場	静 岡 県 袋 井 市
	浜 松 工 場	静 岡 県 浜 松 市
子 会 社	ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリアナ州
	ASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATION	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
	ASTI ELECTRONICS CORPORATION	ベトナム社会主義共和国ビンズオン省
	ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATION	ベトナム社会主義共和国ダナン市
	杭 州 雅 士 迪 電 子 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 浙 江 省
	浙 江 雅 士 迪 電 子 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 浙 江 省

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
車載電装品	3,466名	7名
ホームエレクトロニクス	600名	△95名
通信・制御機器	63名	7名
その他	1名	－名
全社（共通）	39名	△1名
計	4,169名	△82名

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員等は含んでおりません。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
566名	△6名

(注) 従業員数には、当社から社外への出向者（32名）を除き、社外から当社への出向者（1名）を含んでおります。

なお、従業員数には、臨時従業員、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社名古屋銀行	2,739百万円
株式会社静岡銀行	1,360百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,356百万円
株式会社みずほ銀行	1,283百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,417,006株（自己株式 290,503株を含む。）
- (3) 株主数 2,022名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
A S T I 共 栄 会	185,488株	5.9%
A S T I 従 業 員 持 株 会	181,638株	5.8%
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック フアンド (フリンシパル オール セクター サブポートフォリオ)	180,480株	5.8%
朝 元 信 融	80,821株	2.6%
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	79,200株	2.5%
株 式 会 社 静 岡 銀 行	72,000株	2.3%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	70,300株	2.2%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASH/PB)	65,000株	2.1%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	62,240株	2.0%
浜 松 磐 田 信 用 金 庫	54,080株	1.7%

(注) 1. 当社は、自己株式を290,503株保有しておりますが、上記大株主からは除外して
おります。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	植 平 幹 夫	
代表取締役社長	鈴 木 伸 和	
常 務 取 締 役	波 多 野 淳 彦	経営本部長・新規事業部長
取 締 役	原 一 隆	開発事業部長
取 締 役	宮 木 啓 治	株式会社エンビプロ・ホールディングス 社外取締役 マジェスティゴルフ株式会社社外監査役 医療法人 社団 祥和会大川病院理事
取 締 役	山 口 昇 吾	
常 勤 監 査 役	百 鬼 直 樹	
監 査 役	田 中 範 雄	田中範雄公認会計士事務所所長 税理士法人TMS浜松代表社員 スズキ株式会社社外監査役
監 査 役	筒 井 希 元	筒井希元税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役宮木啓治氏及び取締役山口昇吾氏は、社外取締役であり、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役田中範雄氏及び監査役筒井希元氏は、社外監査役であり、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役田中範雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役筒井希元氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2018年6月22日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、取締役蜂谷正彦氏は任期満了により退任いたしました。
6. 2018年6月22日開催の第55回定時株主総会において、波多野淳彦氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
7. 当社は、全ての社外取締役及び監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、全ての社外取締役及び監査役とも、同法第425条第1項に定める額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2)	87百万円 (9)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2)	23百万円 (8)
合 計	10名	111百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2018年6月22日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第43回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第43回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

取締役宮木啓治氏は、株式会社エンビプロ・ホールディングスの社外取締役及びマジェスティゴルフ株式会社の社外監査役であります。両兼職先と当社とは、取引関係はありません。

同氏は、医療法人 社団 祥和会大川病院の理事であります。兼職先と当社とは、取引関係はありません。

監査役田中範雄氏は、田中範雄公認会計士事務所の所長及び税理士法人TMS浜松の代表社員であります。両兼職先と当社とは、取引関係はありません。

同氏は、スズキ株式会社の社外監査役であります。スズキ株式会社と当社との間で製品の売買取引等を行っております。

監査役筒井希元氏は、筒井希元税理士事務所の所長であります。兼職先と当社とは、取引関係はありません。

- イ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 宮木 啓治	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。グローバルな視点で幅広い経営戦略に関する知識と経験を有しており、その観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 山口 昇吾	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。他企業での豊富な製造業の経験・見地から意見を述べるなど、これまでの経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 田中 範雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に公認会計士としての客観的かつ専門的立場から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 筒井 希元	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に税理士としての客観的かつ専門的立場から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

エ. 当社親会社等又は当該親会社等の子会社等から当事業年度において役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

なお、新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社である、ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED、ASTI INDIA PRIVATE LIMITED、ASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATION、ASTI ELECTRONICS CORPORATION、杭州雅士迪電子有限公司、浙江雅士迪電子有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたしません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制／使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、コンプライアンス体制に関する社内規程に基づき、取締役及び従業員が法令及び定款並びに当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
 - ② リスク管理・コンプライアンス委員会を設け、当社グループにおけるコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に取締役及び従業員教育等を行う。
 - ③ 内部監査室は、コンプライアンス状況を定期的に監査しリスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は経営に係るリスクについては取締役会及び監査役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報を、社内規程に従い文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、法令及び社内規程に従って適切に保存及び管理する。
 - ② 取締役及び監査役は、必要に応じ文書等を閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理規程に基づき、当社又は当社子会社において発生しうるリスクに適切に対応するため、組織単位毎にリスク管理責任者を置き、部門のリスク管理業務を統括する。
 - ② 内部監査室は、リスク管理責任者と連携し、各部門のリスク管理状況の監査を実施する。
 - ③ リスク管理責任者及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を定期的にリスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は経営に係るリスクについては取締役会及び監査役会に報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 社内規程等により、取締役の業務分担を定め、責任分野を明確にし、効率的に職務を執行する。
 - ② 全社的な経営目標達成に向けて、各部門が実施すべき具体的な事業計画及び数値目標を含めた効率的な達成方法を十分な協議のなされた後に取締役会にて決定し、その決定内容を取締役会・社員全員が共有する。
 - ③ 業務執行取締役が月次の業績検討会及び業務報告書にてその進捗状況を点検・精査し、効率化の阻害要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高める。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社と当社子会社は、相互に独立性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、統一された経営理念と基本戦略を共有する。
 - ② 社内規程に基づき、当社子会社管理主管部署は、効率的に経営目的を達成できるよう子会社を管理指導する。
 - ③ 当社の事業方針のもと、重要な当社子会社案件については、当社にて稟議又は取締役会等の承認を要する。
 - ④ リスク管理規程に基づき子会社毎にリスク管理を実施させる。
 - ⑤ 当社の取締役等と当社子会社の取締役等は、定期的に会議を開催し、子会社状況の報告及び課題の検討等を行う。
 - ⑥ 重要な子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社従業員の中から数人、必要な能力等について監査役の要望を尊重し、監査役と協議のうえ適任者を設置する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役よりその職務の補助を要請された使用人は、監査役からの命令に関しては取締役の指揮命令を受けない。
 - ② 監査役は、必要に応じて内部監査室をはじめとした各部門スタッフが行うこととし、補助にあたっては取締役をはじめ組織の上長等の指揮命令を受けない。

- (8) その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は重要な会議に出席し、意見を述べる。
 - ② 監査役は重要書類を閲覧し、監査役の要請に応じて取締役及び従業員は必要な説明及び報告を行う。
 - ③ 取締役及び従業員は、当社に関係する組織的又は個人的法令違反行為もしくはそれに類する不正行為等を発見したときは、速やかに監査役へ報告する。
 - ④ 当社子会社の監査役は、当該子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたときは、当社監査役へ報告しグループ全体の業務の適正を図る。
 - ⑤ 内部監査室は、監査の結果を定期的に適切な方法により監査役に報告する。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 社内規程において、従業員等が監査役に直接通報を行うことができることを定め、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役又は監査役会が社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど職務の遂行に伴う費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - ② 内部監査室は、日常業務全般について定期的に往査を実施し、監査役とも連携して統制活動全般において監視機能の強化を図る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための基本方針に基づき、以下のとおり運用を行っております。

(1) コンプライアンスに関する取組み

行動指針やコンプライアンスに関する社内規程を制定し、周知徹底を図るとともに社内研修を実施し、コンプライアンスに関する意識向上を図っております。また、内部通報制度を設け、法令違反の防止や早期発見に努めております。

(2) リスク管理に関する取組み

リスク管理に関する社内規程を制定し、リスクマネジメントに係る施策を審議する機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置して全社横断的な取組みを行っております。同委員会の活動状況につきましては必要に応じて取締役会に報告しております。

(3) 取締役及び使用人の職務の執行に関する取組み

取締役は、社内規程に則り適正に取締役会を開催し、経営戦略上の重要課題の審議に関して社外取締役の意見が十分に尊重されるなど、中長期的な企業価値の向上や持続的な成長に向けた有意義な議論が行われました。また、部門長以上が出席する業績検討会を月次で開催して、経営方針の伝達、事業計画の進捗状況の確認を行っております。

(4) 当社グループにおける業務の適正を確保するための取組み

月次で全グループ会社から業務報告を受け、Web会議により業況や事業計画の進捗状況の確認を行っております。また、重要事項につきましては社内規程にもとづく決裁又は取締役会の承認を受けております。

(5) 監査役監査の実効性の確保に関する取組み

監査役は、適宜取締役会等の会議に出席し、監査及び助言を行ったほか、内部監査室と連携して全グループ会社の往査を行い監査の実効性を確保しております。

内部監査室は、内部監査計画に基づき当社及び全グループ会社の内部監査を実施するとともに財務報告に係る内部統制の整備・運用評価を行い、当社の財務報告に係る内部統制が有効であることを確認しております。

(注) 本事業報告の金額の記載につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,321,432	流 動 負 債	11,522,527
現金及び預金	1,744,201	支払手形及び買掛金	4,292,323
受取手形及び売掛金	7,031,604	短期借入金	5,081,946
電子記録債権	2,702,924	リース債務	17,170
商品及び製品	1,074,634	未払金	1,153,421
仕掛品	784,308	未払法人税等	172,768
原材料及び貯蔵品	4,370,818	賞与引当金	621,414
未収入金	393,237	製品保証引当金	11,028
その他	220,373	その他	172,455
貸倒引当金	△670	固 定 負 債	3,818,551
固 定 資 産	13,386,029	長期借入金	3,586,656
有 形 固 定 資 産	11,323,361	リース債務	26,382
建物及び構築物	3,777,085	繰延税金負債	101,183
機械装置及び運搬具	3,032,276	退職給付に係る負債	58,340
工具、器具及び備品	469,778	その他	45,988
土地	2,786,472	負 債 合 計	15,341,078
リース資産	40,080	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	1,217,666	株 主 資 本	15,946,562
無 形 固 定 資 産	548,146	資本金	2,476,232
投 資 そ の 他 の 資 産	1,514,521	資本剰余金	2,640,082
投資有価証券	647,631	利益剰余金	11,247,309
退職給付に係る資産	661,036	自己株式	△417,062
その他	212,153	その他の包括利益累計額	402,346
貸倒引当金	△6,300	その他有価証券評価差額金	333,453
資 産 合 計	31,707,462	為替換算調整勘定	65,640
		退職給付に係る調整累計額	3,252
		非 支 配 株 主 持 分	17,475
		純 資 産 合 計	16,366,383
		負 債 純 資 産 合 計	31,707,462

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		47,547,736
売上原価		42,245,832
売上総利益		5,301,904
販売費及び一般管理費		3,570,940
営業利益		1,730,963
営業外収益		458,142
受取利息及び配当金	69,841	
補助金収入	231,112	
為替差益	31,469	
その他の	125,718	
営業外費用		138,228
支払利息	92,620	
デリバティブ評価損	25,557	
その他の	20,050	
経常利益		2,050,877
特別利益		82,246
固定資産売却益	685	
受取保険金	81,561	
特別損失		109,072
固定資産処分損	15,134	
災害による損失	93,937	
税金等調整前当期純利益		2,024,051
法人税、住民税及び事業税	391,011	
法人税等調整額	12,492	403,503
当期純利益		1,620,547
非支配株主に帰属する当期純利益		5,163
親会社株主に帰属する当期純利益		1,615,384

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,476,232	2,640,082	9,823,480	△266,543	14,673,252
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△191,555		△191,555
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,615,384		1,615,384
自 己 株 式 の 取 得				△150,519	△150,519
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,423,828	△150,519	1,273,309
当 期 末 残 高	2,476,232	2,640,082	11,247,309	△417,062	15,946,562

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整	退 職 給 付 金 係 数 調 整 累 計 額	そ の 他 包 括 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	389,652	329,043	2,764	721,460	12,463	15,407,175
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△191,555
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,615,384
自 己 株 式 の 取 得						△150,519
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△56,199	△263,402	488	△319,113	5,011	△314,101
連結会計年度中の変動額合計	△56,199	△263,402	488	△319,113	5,011	959,208
当 期 末 残 高	333,453	65,640	3,252	402,346	17,475	16,366,383

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・連結子会社の名称
ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED
ASTI INDIA PRIVATE LIMITED
ASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATION
ASTI ELECTRONICS CORPORATION
ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATION
杭州雅士迪電子有限公司
浙江雅士迪電子有限公司

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATIONについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうちASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATION、ASTI ELECTRONICS CORPORATION、杭州雅士迪電子有限公司及び浙江雅士迪電子有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ……………時価法

ハ. たな卸資産

製品・原材料・仕掛品……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………主として定率法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………10～38年

機械装置及び運搬具……………5～9年

ロ. 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与支出に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

ハ. 製品保証引当金……………製品クレーム費用の支出に備えるため、発生額を個別に見積ることができる費用についてはその見積額を、その他については、売上高に対する過去の実績比率により計算した額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生年度から費用処理しております。

なお、一部の海外子会社においては、退職一時金制度を採用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法……………為替予約を付した外貨建金銭債務については、振当処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段 為替予約取引及び金利スワップ取引
ヘッジ対象 外貨建営業債務及び借入金の支払金利

ハ. ヘッジ方針……………為替予約取引については、外国為替変動相場リスクをヘッジする目的で実需の範囲内においてのみ実施しております。金利スワップ取引については、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法……………振当処理によっている為替予約取引及び特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………主として税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等につきましては、全額費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地 623,400千円

② 担保に係る債務

長期借入金 240,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,364,139千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	3,417千株	一千株	一千株	3,417千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2018年6月22日開催の第55回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	普通株式	191,555千円
配当の原資	利益剰余金	
1株当たり配当額	普通株式	60円
基準日	2018年3月31日	
効力発生日	2018年6月25日	

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月21日開催予定の第56回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額	普通株式	218,855千円
配当の原資	利益剰余金	
1株当たり配当額	普通株式	70円
基準日	2019年3月31日	
効力発生日	2019年6月24日	

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については設備投資計画に照らして銀行借入により行う方針を採っております。なお、デリバティブ取引は、為替予約取引については外国為替変動相場リスクをヘッジするために、金利スワップ取引については借入金の金利リスクの低減並びに金融収支改善のために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク、並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、新規取引先については、信用状況調査を行ったうえで取引を開始しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式を長期保有目的で所有しており、定期的に変動状況が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。借入金は基本的に固定金利によっておりますので、金利の変動リスクは軽微であります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,744,201	1,744,201	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,031,604		
貸倒引当金（※1）	△371		
	7,031,233	7,031,233	—
(3) 電子記録債権	2,702,924		
貸倒引当金（※1）	△270		
	2,702,654	2,702,654	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	640,831	640,831	—
資産計	12,118,920	12,118,920	—
(5) 支払手形及び買掛金	4,292,323	4,292,323	—
(6) 短期借入金	5,081,946	5,081,946	—
(7) 未払金	1,153,421	1,153,421	—
(8) 長期借入金	3,586,656	3,564,964	△21,691
負債計	14,114,347	14,092,655	△21,691
(9) デリバティブ取引 (※2)	△19,327	△19,327	—

（※1）受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	180,117	640,831	460,714
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		180,117	640,831	460,714

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金並びに(7)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるもの時価は、帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(9) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関により提示された価格等によっております。ただし、金利通貨スワップの一体処理（特例処理・振当処理）によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は、当該ヘッジ対象の時価を含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額6,800千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 5,229円14銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 510円89銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

金額及び株式数の記載につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,816,655	流動負債	8,613,639
現金及び預金	607,847	買掛金	2,225,444
受取手形	2,853	短期借入金	4,050,000
売掛金	4,140,994	1年内返済予定の長期借入金	837,818
電子記録債権	2,702,924	リース債務	17,170
商品及び製品	418,697	未払金	776,314
仕掛品	486,424	未払費用	75,150
原材料及び貯蔵品	1,388,011	未払法人税等	123,940
前払費用	42,875	預り金	15,694
未収入金	1,009,149	前受収益	6,480
その他の金	17,660	賞与引当金	459,052
貸倒引当金	△785	製品保証引当金	11,028
固定資産	14,061,244	その他の他	15,546
有形固定資産	6,244,979	固定負債	3,033,959
建物	1,906,441	長期借入金	3,001,242
構築物	70,870	リース債務	26,382
機械及び装置	1,221,544	繰延税金負債	5,248
車両運搬具	686	資産除去債務	1,085
工具、器具及び備品	364,976	負債合計	11,647,598
土地	2,442,267	純資産の部	
リース資産	40,080	株主資本	12,896,847
建設仮勘定	198,111	資本金	2,476,232
無形固定資産	22,715	資本剰余金	2,675,056
借地権	11,041	資本準備金	2,675,056
ソフトウェア	11,598	利益剰余金	8,162,620
その他	75	利益準備金	50,146
投資その他の資産	7,793,548	その他利益剰余金	8,112,474
投資有価証券	647,631	固定資産圧縮積立金	21,744
関係会社株式	1,465,753	別途積立金	5,800,000
出資金	260	繰越利益剰余金	2,290,730
関係会社出資金	2,677,884	自己株式	△417,062
長期貸付金	3,713	評価・換算差額等	333,453
関係会社長期貸付金	2,169,436	その他有価証券評価差額金	333,453
長期前払費用	3,453	純資産合計	13,230,300
前払年金費用	656,400	負債純資産合計	24,877,899
差入保証金	23,317		
保険積立金	147,679		
その他の他	4,537		
貸倒引当金	△6,517		
資産合計	24,877,899		

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	32,419,104
売 上 原 価	29,115,393
売 上 総 利 益	3,303,711
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,631,687
営 業 利 益	672,024
営 業 外 収 益	463,676
受 取 利 息 及 び 配 当 金	343,507
為 替 差 益	816
補 助 金 収 入	40,470
そ の 他	78,882
営 業 外 費 用	62,958
支 払 利 息	56,448
そ の 他	6,510
経 常 利 益	1,072,741
特 別 利 益	81,756
固 定 資 産 売 却 益	195
受 取 保 険 金	81,561
特 別 損 失	105,168
固 定 資 産 処 分 損 失	11,230
災 害 に よ る 損 失	93,937
税 引 前 当 期 純 利 益	1,049,329
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	219,896
法 人 税 等 調 整 額	2,523
当 期 純 利 益	826,909

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					固定資産圧 縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	2,476,232	2,675,056	2,675,056	50,146	21,703	5,800,000	1,655,416	7,527,266	△266,543	12,412,011
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△191,555	△191,555		△191,555
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加					40		△40	—		—
当期純利益							826,909	826,909		826,909
自己株式の取得									△150,519	△150,519
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	40	—	635,314	635,354	△150,519	484,835
当 期 末 残 高	2,476,232	2,675,056	2,675,056	50,146	21,744	5,800,000	2,290,730	8,162,620	△417,062	12,896,847

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計額	
当 期 首 残 高	389,652	389,652	12,801,664
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△191,555
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加			—
当期純利益			826,909
自己株式の取得			△150,519
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△56,199	△56,199	△56,199
事業年度中の変動額合計	△56,199	△56,199	428,635
当 期 末 残 高	333,453	333,453	13,230,300

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 31～38年

機械及び装置 5～9年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与支出に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金……………製品クレーム費用の支出に備えるため、発生額を個別に見積ることができる費用についてはその見積額を、その他については、売上高に対する過去の実績比率により計算した額を計上しております。

④ 退職給付引当金（前払年金費用）……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生年度から費用処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……………金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金

③ ヘッジ方針……………金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法……………金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理……………主として税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等につきましては、全額費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- ① 担保に供している資産
 - 土地 623,400千円
 - ② 担保に係る債務
 - 長期借入金 240,000千円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,555,394千円
- (3) 保証債務
- 関係会社の仕入債務に対する保証
 - 浙江雅士迪電子有限公司 119,233千円
 - 連結会社の金融機関からの借入に対する保証
 - 浙江雅士迪電子有限公司 82,400千円
 - ASTI ELECTRONICS CORPORATION 665,625千円
- (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- ① 短期金銭債権 1,154,803千円
 - ② 長期金銭債権 2,169,436千円
 - ③ 短期金銭債務 366,087千円

4. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- 関係会社との営業取引による取引高
- ① 売上高 2,284,002千円
 - ② 仕入高 3,664,898千円
 - ③ 販売費及び一般管理費 19,340千円
- 関係会社との営業取引以外の取引高 344,864千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	224千株	66千株	一千株	290千株

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式の公開買付けによる増加分65千株及び単元未満株式の買取りによる増加分0千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	437,812千円
減価償却費損金算入限度超過額	241,397
賞与引当金	137,669
たな卸資産評価損	66,207
有価証券等評価損	53,928
関係会社出資金評価損	39,450
賞与社会保険料	22,425
一括償却資産	17,680
その他	48,863
繰延税金資産小計	1,065,435
評価性引当額	△738,166
繰延税金資産合計	327,269
繰延税金負債	
前払年金費用	196,001千円
その他有価証券評価差額金	127,260
固定資産圧縮積立金	9,256
繰延税金負債合計	332,518
繰延税金負債の純額	5,248

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社

会社等の名称	関連当事者関係	議決権等の (被所有)割合 (%)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED	融資	(所有) 直接 98.2	資金回収 利息受取	59,750 36,382	長期貸付金	1,385,187
ASTI INDIA PRIVATE LIMITED	出資	(所有) 直接 99.9	増資の引受	623,880	—	—
ASTI ELECTRONICS CORPORATION	材料支給 加工委託 融資	(所有) 直接 100.0	材料支給 加工委託 融資 利息受取	1,817,120 1,211,016 400,000 60,072 3,530	未収入金 長期貸付金 買掛金	566,601 589,928 227,573
ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATION	出資	(所有) 直接 100.0	出資	100,821	—	—
杭州雅士迪 電子有限公司	加工委託	(所有) 直接 100.0	加工委託	1,521,803	買掛金	44,122
浙江雅士迪 電子有限公司	融資	(所有) 直接 100.0	資金回収 利息受取	120,000 3,892	長期貸付金	194,321

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

- (1) 材料支給につきましては、一般的な市場価格等を勘案して価格を決定しております。
- (2) 加工委託及び材料仕入につきましては、一般的な市場価格等を勘案して価格を決定しております。
- (3) 融資につきましては、市場金利を勘案して利率を設定しております。また、担保の受入はありません。
- (4) 増資の引受につきましては、子会社が行った増資を引き受けたものであります。
- (5) ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATIONは、研究開発、製品設計、生産設備設計を目的とした当社100%出資子会社として、ベトナム社会主義共和国ダナン市に設立しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,231円66銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 261円52銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

金額及び株式数の記載につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

A S T I 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 俊 克 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 角 田 大 輔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、A S T I 株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A S T I 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

A S T I 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 俊 克 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 角 田 大 輔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、A S T I株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

A S T I 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 百 鬼 直 樹 ㊟

社外監査役 田 中 範 雄 ㊟

社外監査役 筒 井 希 元 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第56期の期末配当につきましては、業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、1株につき70円といたしたいと存じます。なお、中間配当につきましては見送りとさせていただきますので、年間配当金は1株につき70円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金70円
配当総額は218,855,210円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合においては、株主または代理人は、総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合においては、株主または代理人は、<u>株主総会</u>ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任) 第21条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p>	<p>(選任) 第21条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p>
<p>(任期) 第23条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第23条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(招集) 第25条 (条文省略) 2 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集) 第25条 (現行どおり) 2 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 <u>取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(決議) 第27条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることが出来るものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(議事録) 第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第30条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(報酬等という。以下同じ。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(決議) 第28条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録) 第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第31条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(削 除) (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選任)</u> 第32条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(任期)</u> 第33条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第34条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集)</u> 第35条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに送るものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(決議)</u> 第36条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(議事録)</u> 第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会規程)</u> 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第39条 <u>当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(補欠監査役)</u> 第40条 <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 2 <u>補欠監査役を選任決議の定足数は、第32条第2項の規定を準用する。</u> 3 <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>補欠監査役を選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(招集)</u> 第33条 <u>当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(決議)</u>
	第34条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。
(新 設)	<u>(議事録)</u>
	第35条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除	第6章 取締役および会計監査人の責任免除
(損害賠償責任の一部免除)	(損害賠償責任の一部免除)
第41条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>取締役（取締役であった者を含む。）</u> および <u>監査役（監査役であった者を含む。）</u> および会計監査人の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。	第37条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>取締役（取締役であった者を含む。）</u> および <u>会計監査人の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u>
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> 、 <u>監査役</u> および <u>会計監査人</u> との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> および <u>会計監査人</u> との間で、同法第423条第1項の <u>損害賠償責任</u> を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
第42条～第45条 (条文省略)	第38条～第41条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附則</u>
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	第1条 当社は、 <u>第56回定時株主総会</u> 終結前の行為に関する <u>会社法第423条第1項</u> 所定の <u>監査役（監査役であった者を含む。）</u> の損害賠償責任を、 <u>法令の限度</u> において、 <u>取締役会の決議</u> によって免除することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	うえ ひら みき お 植 平 幹 夫 (1941年8月17日)	1981年4月 当社入社 1984年8月 当社取締役 1994年9月 当社常務取締役 1997年1月 当社代表取締役社長 2004年4月 当社取締役会長 2004年10月 当社代表取締役会長 2006年7月 当社上席相談役 2013年6月 当社取締役会長 2013年7月 当社代表取締役会長 2014年4月 当社代表取締役会長兼ハーネス事業部長 2015年5月 当社代表取締役会長（現任）	30,693株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>植平幹夫氏は、当社の代表取締役社長を務めた経験と幅広い見識に基づき、代表取締役会長として経営全般に関する助言を行っております。長期にわたり当社グループを成長に導いた強力なリーダーシップにより、今後も実績に裏付けられた的確な視点を経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
2	すず き のぶ かず 鈴 木 伸 和 (1958年1月11日)	1981年4月 当社入社 2004年7月 当社浅羽第一工場（現 袋井工場）工場長 2005年7月 当社国内営業部長電子機器担当 2007年8月 当社執行役員国内営業部長電子機器担当 2010年6月 当社執行役員製造本部長 2011年6月 当社取締役製造本部長 2013年4月 当社代表取締役社長 2014年4月 当社代表取締役社長兼電子機器事業部長 2015年5月 当社代表取締役社長（現任）	20,100株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>鈴木伸和氏は、営業部門や製造部門の現場で得た豊富な経験を有しており、代表取締役社長としても決断力と実行力を発揮し、当社グループの経営全体を牽引できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	はたの あつ ひこ 波多野 淳 彦 (1962年1月21日)	1985年4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省 2008年7月 在中国日本大使館公使 2012年7月 経済産業省貿易経済協力局審議官 2013年6月 国際協力銀行執行役員 2015年7月 経済産業省中部経済産業局長 2018年1月 当社入社 2018年3月 当社企画本部長 2018年6月 当社常務取締役企画本部長兼開発本部長 2018年10月 当社常務取締役経営本部長兼新規事業部長(現任)	800株
	<p>【取締役候補者とした理由】 波多野淳彦氏は、経済産業省時代の豊富な行政経験と知見を有するとともに、海外での経験も多く有しております。当社グループが今後も持続的な成長を果たしていくうえで、その豊富な経験と知見が経営に必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
4	はら かず たか 原 一 隆 (1964年1月1日)	2003年1月 当社入社 2014年12月 当社技術開発部長 2017年4月 当社電子機器事業部長 2017年6月 当社取締役電子機器事業部長 2018年10月 当社取締役開発事業部長(現任)	1,300株
	<p>【取締役候補者とした理由】 原一隆氏は、入社以来技術部門に携わり、技術分野における高い能力と専門性を有しております。当社グループが今後も持続的な成長を果たしていくうえで、これまでの技術部門での経験を活かすことにより当社グループの企業価値向上のために貢献できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	な き り なお き 百 鬼 直 樹 (1962年8月26日)	1987年4月 当社入社 2003年4月 当社総務部長 2008年4月 当社企画室長 2009年7月 当社総務部長 2014年4月 当社企画部長 2016年4月 当社内部監査室長 2017年6月 当社常勤監査役(現任)	4,800株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>百鬼直樹氏は、入社以来主に経理・総務関連業務に携わり、内部監査室長としての経験を通して、内部統制、監査業務に精通しており、2017年6月からは当社監査役に就任し、監査役としての職責を果たしてまいりました。今後は当社グループのコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	みや 木 けい じ 宮 木 啓 治 (1950年6月29日)	1976年4月 日本楽器製造株式会社(現 ヤマハ株式会社) 入社 1985年8月 株式会社日本能率協会コンサルティングチーフコンサルタント 1990年4月 A. T. KEARNEY INCORPORATEDプリンシパルコンサルタント 1999年12月 A. T. KEARNEY KOREA LIMITED LIABILITY COMPANY社長 2002年10月 株式会社ライト マネジメント ジャパン代表取締役社長 2006年1月 RIGHT MANAGEMENT INCORPORATED本 社上級副社長 アジアパシフィック総代表 2014年6月 当社取締役(現任) 2018年5月 医療法人 社団 祥和会大川病院理事 (現任) 2018年6月 マジェスティゴルフ株式会社社外監 査役(現任) 2018年9月 株式会社エンビプロ・ホールディ ングス社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 医療法人 社団 祥和会大川病院理事 マジェスティゴルフ株式会社社外監査役 株式会社エンビプロ・ホールディングス社外取締 役	-
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>宮木啓治氏は、外資系コンサルティング企業の代表を務められるなどグローバルな視点で幅広い経営戦略に関する知識、経験を有しており、これまでも社外取締役の立場で経営に対する監督・助言をいただいております。今後も当社の経営体制をさらに強化できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	やま ぐち しやう ごと 山口 昇 吾 (1947年11月26日)	1972年4月 三菱重工株式会社入社 2014年4月 同社機械・設備システムドメイン冷熱事業部顧問 2016年6月 当社取締役(現任) 2016年10月 三菱重工サーマルシステムズ株式会社営業部顧問	—
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>山口昇吾氏は、これまでの他企業での豊富な経験の中で培ってきた知識を活かし、当社の企業価値向上、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。</p>		
※4	おじ はし せつ ばし か お り 捨 橋 か お り (1976年9月24日)	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 旧渡邊国際法律事務所(現 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所) 入所 2006年11月 辻巻総合法律事務所入所(現任)	—
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>捨橋かおり氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社の監査等に活かしてコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 宮木啓治氏、山口昇吾氏及び捨橋かおり氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、百鬼直樹氏、宮木啓治氏及び山口昇吾氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、百鬼直樹氏、宮木啓治氏及び山口昇吾氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、捨橋かおり氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、宮木啓治氏及び山口昇吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、捨橋かおり氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 捨橋かおり氏の戸籍上の氏名は家田かおりであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2006年6月22日開催の第43回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：ASTI株式会社 本社6階会議室

静岡県浜松市南区米津町2804番地 電話(053)444-5111 (代表)



交通のご案内

- 【送迎】 ・当日は、JR浜松駅に送迎用のお車を用意いたします。ご利用を希望される方は、9:00～9:30にJR浜松駅南口タクシー乗り場付近にお越しください。
- 【バス】 ・JR浜松駅バスターミナル「6番のりば」から遠州鉄道バス（4中田島砂丘行）で約20分（「中田島車庫」バス停で下車 徒歩約15分）
- 【自動車】 ・東名高速道路「浜松I.C.」又は「浜松西I.C.」から約30分

《掛川工場見学会のご案内》

株主総会終了後、ご出席の株主様を対象に掛川工場の見学会を開催いたします。なお、工場見学会の終了時刻（本社帰着）は、17時頃の予定です。また、昼食はご用意させていただきます。